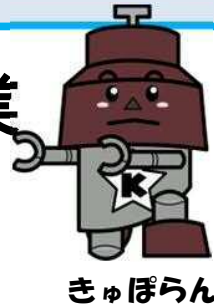


芝東第5土地区画整理事業 区画整理通信



令和7年5月 第13号

発行：西部土地区画整理事務所
川口市大字伊刈200番地
電話 048-266-6600

日頃から土地区画整理事業にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
事業の状況をお知らせするため区画整理通信を発行いたします。

☆ 事業の概要および進捗状況

【事業の概要】

- ◎ 事業名称 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業
- ◎ 施 行 者 川口市
- ◎ 事業認可 昭和54年4月1日
- ◎ 施行期間 昭和54年4月1日から令和16年3月31日まで
- ◎ 施行面積 53.8ヘクタール
- ◎ 総事業費 約99億円

【進捗状況】 総合進捗率 99.3%

☆ 今後の予定

年度		R7・8	R9	R10	R11以降
補償 工事	工程				
	内容	工作物補償、補修工事			
保留地	工程				
	内容	保留地処分交渉・保留地処分			
換地 計画	工程				
	内容	換地計画の準備・作成、縦覧、認可		換地処分公告 嘱託登記	
清算 事務	工程				
	内容				清算金の徴収、 交付事務

☆ 事前に申請が必要な事項

- ◎土地区画整理法第76条申請 建築物の新・改増築および工作物等の設置をする場合
- ◎道路掘削申請 道路を掘削する場合
- ◎証明書 仮換地証明書、底地証明書、保留地証明書等
- ◎従前地分筆、仮換地分筆

☆ 共有名義の土地分割について

◎所有している土地が共有名義である場合に、土地の一部を売却したいときや、共有している土地を分割して単独名義にするときは、分筆が必要となります。事務所までお問合せください。

☆ 保留地の名義変更のお願い

◎土地の売買や遺産相続により取得した保留地の名義変更がなされていないケースが、見受けられます。土地区画整理事務所でお手続きをお願いいたします。
(保留地は法務局で名義変更の手続きができません。)

☆ 保留地の契約状況

全 体	390件	保留地契約率	
契約済	381件	97.7%	2.3%
未契約	9件		
割 合	97.7%		
※令和7年4月末時点		契約済	未契約

☆ 清算ポイントのお問い合わせについて

- ◎清算ポイントを問い合わせる場合は、電話での対応はしておりませんので、事務所に来所していただく必要があります。また、回答は口頭で行っており、書面等の発行はしておりません。
- ◎清算ポイントの開示に必要なもの
 - ①土地所有者の場合：登記簿謄本、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
 - ②土地所有者以外の場合：委任状（任意書式「清算ポイントの開示」が確認できるもの）、登記簿謄本、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

川口都市計画事業 芝東第5土地区画整理事業

